

# 建設アスベスト訴訟について

## 訴訟での4つの要求

### ①建設アスベスト被害者補償基金の創設

すべての建設アスベスト被害者が長期の裁判によることなく、補償を受けることができる補償基金を国とアスベスト含有建材製造・流通企業の出資によって設立することを要求します。あわせて、石綿健康被害救済制度の抜本改正を求めます。

### ②労災認定と給付の改善

喉頭がんや卵巣がんをアスベストによる労災給付の対象疾病に加えるとともに、肺がんや石綿肺の労災認定基準を大幅に見直し、石綿粉じん作業に従事した期間を中心に認定基準を作り、ばく露期間の大幅な短縮を求めます。

### ③アスベスト疾患の治療法の研究と診療の充実

中皮腫や石綿肺などのアスベスト関連疾患は、治療薬や治療法が未確立で、不治の病とされています。また、専門医の体制も薄いのが実際です。治療薬の開発と早期の認可、呼吸器系疾患の専門医の育成に国の手厚い支援を求めます。

### ④従事者と住民のばく露対策の強化

アスベスト関連法規（大気汚染防止法や建設リサイクル法、廃棄物処理法、石綿障害予防規則等）を大幅に見直し、資格ある第三者によるアスベスト建材の所在と把握、除去工事における除去の最終確認を義務付け、現場作業者と周辺住民、建物利用者のばく露の根絶を求めます。

## 神奈川 2 陣 東京 高裁判決 8 / 2 8

- ①一審判決では認められなかった『一人親方』が認められた。
- ②国との関係では全員勝訴(全員勝訴は全国初)。
- ③メーカーとの関係では一審よりも多い3社の責任と原告64人中62人に対する賠償が認められた。

## 最高裁初弁論 10/22 年内に最高裁判決の可能性

現在、最高裁第1小法廷には4件（神奈川、東京、京都、大阪の各1陣訴訟）、第2小法廷には1件（九州1陣訴訟）の集団訴訟が係属していますが、最も早く最高裁で審理が始まった神奈川1陣訴訟について、先行して、年内にも最高裁判決が出るのが予想されます。

全ての建築作業従事者が救済される公正・公平な判決を求めるためにも、埼玉土建でも取り組んでいる『署名』『宣伝行動』などの世論形成が重要になってきます。皆様のご協力をお願いします。

## 建設アスベスト訴訟とは

建設作業を行う際に、アスベストを含んだ建材を使用したことにより、アスベストを吸い込み健康被害を受けた建設作業従事者とその遺族が、アスベストの危険性を知りながら建材を製造、販売し続けたメーカーと、規制を怠ってきた国に対し損害賠償を請求している裁判です。

## 全国の建設アスベスト訴訟の状況

2008年に東京1陣訴訟が提訴されて以来、この12年間で、北海道・東京・神奈川・京都・大阪・九州の6か所にそれぞれ1陣訴訟・2陣訴訟\*1が提訴されました。

さらに、2020年8月26日には東北地方で初めて仙台地裁に提訴しました。

\*1、1陣・2陣の違いは提訴した時期が違う。



※2018(平成30)年12月時点

## 現在までの地裁・高裁判決について

### 国に対して

14件連続で国の賠償責任を認める判決

### 建材メーカー\*2に対して

8件で建材メーカーを認める判決

### 一人親方・零細事業主\*3について

7件連続で一人親方・零細事業主を救済する判決

\*2、ニチアスやエーアンドエーマテリアル、太平洋セメントなど。

\*3、一人親方・零細事業主は、労働者性の有無で差別されてきた。しかし、労働安全衛生法は快適な作業環境の実現が目的で「労働者以外も保護すべき」と指摘。同じ労働環境で働いていることなどからこの間の判決では一人親方等も認められている。

## 東京 2 陣 東京 地裁判決 9 / 4

- ①『一人親方』が認められ、埼玉の原告は全員勝訴。
- ②メーカーとの関係では5社の責任が認められた。